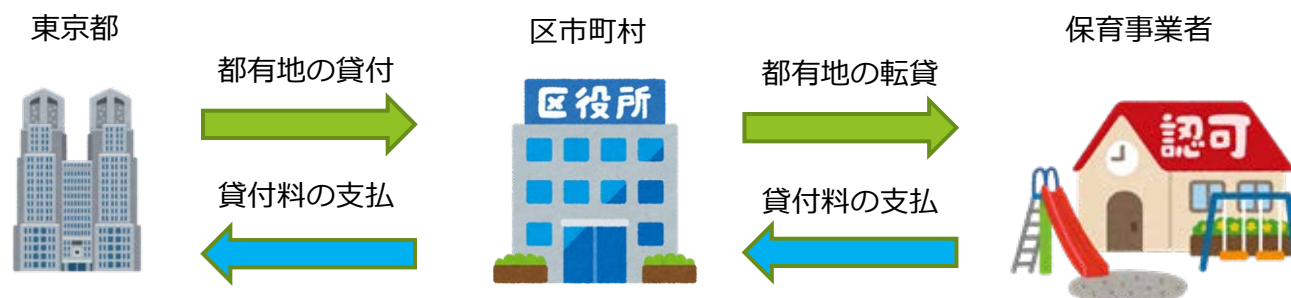


都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業

<仕組み>

東京都から区市町村へ未利用の都有地を貸し付け、区市町村が保育事業者へ転貸して認可保育所等の福祉施設を整備する事業



<ポイント>

- ①地域の福祉ニーズに適した施設を整備
- ②借地借家法に基づく定期借地権設定契約等を締結
- ③土地の貸付料を通常に算定された額から減額
- ④事業者の選定は公募により実施